

アミラーの寸法は含まれない。) なお、サイズ内であっても後輪の車軸から前部または後部バンパーの先端までの長さ、オプションパーツの取り付け、車体の改造等により収容不可能な場合があるため注意すること。また、重量については、入庫時の車両室内およびトランク内の荷物、キャリアー等の附属物を含んだ車両の実際の総重量を表す。

※平置駐車場のサイズについては、区画の寸法を表す。

第19条（車両等の届出）

使用契約者は、駐車施設の使用者、常時駐車する車両の所有者、車両番号および車種をあらかじめ管理組合に別記様式「駐車車両等（変更）届出書」により、届出るものとする。なお、届出事項に変更があった場合は速やかに管理組合に届出すること。

第20条（遵守事項）

使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 指定された駐車位置にきちんと駐車し、他の使用者の迷惑とならないよう注意する。
- 二 指定された駐車位置以外の場所や車路、通路等に自動車を放置しない。
- 三 駐車する場合は、サイドブレーキを引いて、ドアやトランクの鍵を必ずかける。
- 四 敷地および駐車施設において警笛、空ぶかしその他、他人の迷惑となる騒音を発生させないよう注意する。特に夜間においては充分注意する。
- 五 敷地および駐車施設において洗車をしない。
- 六 ガソリン等の発火性、引火性の高いものを持ち込んだり、保管しない。
- 七 駐車施設内の標識および管理組合からの指示に従う。
- 八 駐車施設の設備または他の自動車を損傷、汚損した場合は直ちに管理組合に連絡し、その指示に従う。
- 九 駐車施設には、いかなる工作物も作らない。
- 十 乗入れ方法は後進入庫とし、その際ドアミラーは格納すること。
- 十一 自動車を出庫させた後は、必ず出入口を閉める。
- 十二 自動車を出庫させた後は、自分の駐車パレット位置を通常の位置へ戻す。
- 2 管理組合は、指定の自動車以外の自動車が駐車施設もしくは敷地内に駐車されている場合は、指定の自動車であっても、定められた駐車位置以外の場所に駐車されている場合は、不法に駐車されているものとして、必要な措置を行うことができる。
- 3 使用者は、契約時に管理組合より貸し出された、機械駐車場操作鍵（以下「鍵」という。）および取扱説明書（以下「説明書」という。）の使用、保管に際し次の事項を遵守する。
 - 一 使用契約の期間終了・失効・解除・解約時には、速やかに鍵および説明書を管理組合に対し返却する。
 - 二 鍵の使用および保管には十分注意すること。万一、鍵の不正使用により機械に損傷を与えた場合または鍵を紛失した場合は、自己の責任と負担によりその損害を賠償する。
 - 三 鍵の複製をしない。
- 4 管理組合が駐車施設内の共用設備の維持管理・点検等を行うため、必要な範囲内において駐車車両の移動を要請した場合、当該駐車施設の使用者はこれに応じること。

第21条（使用契約者の責任）

使用者が故意または過失により駐車施設もしくは設備または駐車施設に駐車中の他の自動車もしくは付属品に損害を与えた場合、使用契約者は自己の責任においてその損害を直接相手方に対し賠償しなければならない。なお、使用契約者は駐車施設の使用にあたり使用者に対して使用契約書、管理規約および本細則に定められた事項を遵守させなければならない。

第22条（免責事項）

管理組合は、天災地変、火災、盗難その他の被害、事故等により、使用者またはその関係人に損害が生じても一切その責めを負わない。

第23条（権利の譲渡の禁止）

使用契約者は、使用契約上の権利の譲渡をしてはならない。

附 則

第1条（駐車施設運営細則の発効）

本細則は、管理規約発効の日より効力を発する。

駐車場使用契約書A

(駐車場: 1台目用)

_____（以下「甲」という。）と リーデンススクエア我孫子管理組合（以下「乙」という。）は リーデンススクエア我孫子の駐車施設について、つぎのとおり使用契約を締結する。

第 1 条 （駐車位置と証明）

- 本契約の目的たる駐車施設はリーデンススクエア我孫子の駐車施設（住所：千葉県我孫子市我孫子122番地の1）のうちNo. _____（以下「本駐車場」という。）の位置とする。
2. 乙は甲の請求により「自動車の保管場所の確保等に関する法律」第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保を証する書面に所定の証明（車庫証明）をおこなう。

第 2 条 （使 用 料）

- 使用料は月額金 _____ 円也と定め、甲は乙に毎月28日までに翌月分を管理規約に定める方法により支払う。
2. 契約の解約・失効・解除が月の途中の場合でもその月の使用料は返還しない。

第 3 条 （契約の期間および更新）

本契約の期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日（会計年度終了日）までとする。ただし、本契約期間の満了1ヶ月前までに甲・乙何れからも解約の申し出が無い場合は本契約を更に1年更新し、その後においても同様とする。

第 4 条 （車両等の届出）

甲は第12条に定める本駐車場の使用者、常時駐車する車両の所有者、車両番号および車種をあらかじめ乙に届出るものとする。なお、届出事項に変更があった場合は速やかに乙に届出。〔駐車車両等（変更）届出書を使用〕

第 5 条 （使用料の変更）

乙は施設の改善または一般物価の高騰により必要と認める場合は、契約期間内といえども総会の決議を経たうえで1ヶ月の予告期間をもって使用料を変更することができる。

第 6 条 （解約の予告）

甲が本契約期間中に解約しようとする場合はその1ヶ月前に乙に所定の解約届で予告し、予告しない場合は乙に1ヶ月分の使用料を支払わなければならない。

第 7 条 （契約の失効および解除）

- 甲が住戸部分を他の区分所有者または第三者に譲渡する場合は、当該譲渡の日をもって本契約は当然失効するものとする。ただし、譲渡の相手方が同居人等の場合はこの限りではない。
2. 甲が使用料を2ヶ月以上滞納した場合、その他甲が本契約に違反した場合は、乙は何らの通知催告書を要しないで直ちに本契約を解除することができる。このとき甲は本駐車場を乙に明け渡さなければならない。

第 8 条 (乙の免責)

乙は、天災地変、火災、盗難その他の被害、事故等により甲または甲の関係人に損害が生じても一切その責を負わない。

第 9 条 (甲の責任)

甲または甲の関係人が故意または過失により本駐車場または設備もしくはリーデンススクエア我孫子の駐車施設に駐車中の他の自動車または付属品に損害を与えた場合、甲は自己の責任においてその損害を直接相手方に対し賠償しなければならない。

第 10 条 (甲の義務)

甲は本駐車場の利用にあたり管理規約およびリーデンススクエア我孫子駐車施設運営細則で定められた事項ならびに乙または乙の指定する者の指示を遵守しなければならない。

2. 機械式駐車場の場合、甲は、機械式駐車場の操作鍵および説明書の保管および使用には十分注意し、本契約解約時には乙に返却しなければならない。

第 11 条 (権利の譲渡の禁止)

甲は本契約上の権利の譲渡をしてはならない。

第 12 条 (使用者)

甲は本駐車場を自ら使用のほか、その同居人等またはその所有する住戸の借受人等に使用させることができる。なお、使用者はリーデンススクエア我孫子に居住する者に限る。

2. 前項の場合において、甲は本駐車場利用方法につき、本契約およびリーデンススクエア我孫子駐車施設運営細則の内容について使用者に遵守させなければならない。

本契約締結の証として本書を作成し、甲・乙署名捺印のうえ甲は写しを、乙は原本を保有する。

平成 年 月 日

甲 リーデンススクエア我孫子

号室区分所有者

住所

氏名 _____ 印

乙 リーデンススクエア我孫子管理組合
東京都中央区新川一丁目8番8号
管理代行 藤和コミュニティ株式会社
代表取締役 _____ 印

駐車場使用契約書B

(駐車場：2台目以上用)

_____（以下「甲」という。）とリーデンススクエア我孫子管理組合（以下「乙」という。）はリーデンススクエア我孫子の駐車施設について、つきのとおり使用契約を締結する。

第1条（駐車位置と証明）

本契約の目的たる駐車施設はリーデンススクエア我孫子の駐車施設（住所：千葉県我孫子市我孫子122番地の1）のうちNo. _____（以下「本駐車場」という。）の位置とする。

2. 乙は甲の請求により「自動車の保管場所の確保等に関する法律」第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保を証する書面に所定の証明（車庫証明）をおこなう。

第2条（使用料）

使用料は月額金 _____ 円也と定め、甲は乙に毎月28日までに翌月分を管理規約に定める方法により支払う。

2. 契約の解約・失効・解除が月の途中の場合でもその月の使用料は返還しない。

第3条（契約の期間）

本契約の期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日（会計年度終了日※）までとする。ただし、駐車施設運営細則第7条の優先順位による先順位の区分所有者（ただし、会計年度終了日の2ヶ月前までに使用を希望する旨を申し出た者）から、駐車場利用の申込がない場合に限り、更に1年更新するものとする。

※会計年度終了日までの間が3ヶ月未満の場合は、次期会計年度終了日までとする。

第4条（車両等の届出）

甲は第12条に定める本駐車場の使用者、常時駐車する車両の所有者、車両番号および車種をあらかじめ乙に届出るものとする。なお、届出事項に変更があった場合は速やかに乙に届出こと。〔駐車車両等（変更）届出書を使用〕

第5条（使用料の変更）

乙は施設の改善または一般物価の高騰により必要と認める場合は、契約期間内といえども総会の決議を経たうえで1ヵ月の予告期間をもって使用料を変更することができる。

第6条（解約の予告）

甲が本契約期間中に解約しようとする場合はその1ヵ月前に乙に所定の解約届で予告し、予告しない場合は乙に1ヵ月分の使用料を支払わなければならない。

第7条（契約の失効および解除）

甲が住戸部分を他の区分所有者または第三者に譲渡する場合は、当該譲渡の日をもって本契約は当然失効するものとする。ただし、譲渡の相手方が同居人等の場合は、この限りではない。

2. 甲が使用料を2ヵ月以上滞納した場合、その他甲が本契約に違反した場合は、乙は何らの通知催告書を要しないで直ちに本契約を解除することができる。このとき甲は本駐車場を乙に明け渡さなければならない。

第 8 条 (乙の免責)

乙は、天災地変、火災、盗難その他の被害、事故等により甲または甲の関係人に損害が生じても一切その責を負わない。

第 9 条 (甲の責任)

甲または甲の関係人が故意または過失により本駐車場または設備もしくはリーデンススクエア我孫子の駐車施設に駐車中の他の自動車または付属品に損害を与えた場合、甲は自己の責任においてその損害を直接相手方に対し賠償しなければならない。

第 10 条 (甲の義務)

甲は本駐車場の利用にあたり管理規約およびリーデンススクエア我孫子駐車施設運営細則で定められた事項ならびに乙または乙の指定する者の指示を遵守しなければならない。

2. 機械式駐車場の場合、甲は、機械式駐車場の操作鍵および説明書の保管および使用には十分注意し、本契約解約時には乙に返却しなければならない。

第 11 条 (権利の譲渡の禁止)

甲は本契約上の権利の譲渡をしてはならない。

第 12 条 (使用者)

甲は本駐車場を自ら使用のほか、その同居人等またはその所有する住戸部分の借受人等に使用させることができる。なお、使用者はリーデンススクエア我孫子に居住する者に限る。

2. 前項の場合において、甲は本駐車場利用方法につき、本契約およびリーデンススクエア我孫子駐車施設運営細則の内容について使用者に遵守させなければならない。

本契約締結の証として本書を作成し、甲・乙署名捺印のうえ甲は写しを、乙は原本を保有する。

平成 年 月 日

甲 リーデンススクエア我孫子

号室区分所有者

住所

氏名 _____ 印

乙 リーデンススクエア我孫子管理組合

東京都中央区新川一丁目 8 番 8 号

管理代行 藤和コミュニティ株式会社

代表取締役 _____ 印

リーデンススクエア我孫子ミニバイク置場運営細則

第1条（総 則）

リーデンススクエア我孫子の管理組合（以下「管理組合」という。）は、対象物件内のミニバイク置場の運営に関し、管理規約第19条により本細則を定める。

第2条（施 設）

対象物件内のミニバイク置場は屋外22台とする。

第3条（定 義）

本細則およびミニバイク置場使用契約書において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 同居人等

- ア. 区分所有者の同居人。
- イ. 区分所有者がその所有する住戸に居住していない場合に、当該住戸に居住する区分所有者の親族。
- ウ. 区分所有者が法人で、その所有する住戸を役職員のための住宅として利用する場合、当該住戸に居住する者。

二 借受人等

- ア. 区分所有者から、その所有する住戸を貸借契約（有償・無償共）により、借り受けた者。
- イ. ア. の同居人。
- ウ. ア. が借り受けた住戸に居住していない場合に、当該住戸に居住するア. の親族。
- エ. ア. が法人で、借り受けた住戸を役職員のための住宅として利用する場合、当該住戸に居住する者。

※ 親族：六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族（民法第725条）

第4条（使用契約の締結と使用料）

管理組合は、ミニバイク置場について次条に定める特定の区分所有者にミニバイク置場使用契約（以下本細則において「使用契約」という。）により使用させることができる。使用契約を締結した区分所有者は、管理組合に使用料を納入しなければならない。（以下、本細則において当該区分所有者を「使用契約者」という。）

第5条（使用契約者）

前条の特定の区分所有者は、本人またはその同居人等のいずれかが対象物件に居住する区分所有者の中から定めるものとし、原則として使用契約は1住戸につき上限を1台までとする。

第6条（使用者）

ミニバイク置場を使用できる者は対象物件居住者に限るものとし、使用契約者は、自ら使用のほかその同居人等にミニバイク置場を使用させることができる。（以下、本細則およびミニバイ

ク置場使用契約書においてミニバイク置場を使用する者を「使用者」という。)

第7条（空き区画の優先順位）

管理組合は、使用契約の期間満了・失効・解除・解約により生じた空き区画のミニバイク置場について、第5条、第6条にかかわらず全区分所有者の中から、次の優先順位で使用契約者を選定できるものとする。なお、同順位の区分所有者が複数いる場合は抽選をおこなうものとする。また、この場合も使用者は対象物件居住者とする。

- 一 本人またはその同居人等が使用するため、1台目を希望する区分所有者
- 二 所有する住戸の借受人等が使用するため、1台目を希望する区分所有者
- 三 本人またはその同居人等が使用するため、2台目を希望する区分所有者
- 四 所有する住戸の借受人等が使用するため、2台目を希望する区分所有者

第8条（契約期間と更新）

契約日より会計年度（契約日の属する年度）の終了日まで。契約期間の満了1ヶ月前までに解約の申し出がない場合は、更に1年更新し、その後も同様とする。

第9条（契約の失効）

使用契約について、前条の契約期間にかかわらず、使用契約者がその所有する住戸を譲渡または貸与したときは、当該譲渡または貸与の日をもって契約は失効する。ただし、譲渡または貸与の相手方が同居人等である場合はこの限りではない。

2 第7条により空き区画の使用契約者選定時に借受人等が使用するために使用契約を締結した場合は、前項前段について「使用契約者がその所有する住戸を譲渡または住戸の貸与の相手方を変更したときは、当該譲渡または貸与の相手方変更の日をもって契約は失効する。」と読み替える。

第10条（契約の解除）

使用契約者が使用料を2ヶ月以上滞納した場合、その他使用者が使用契約に違反した場合は、管理組合は何等の通知催告を要しないで直ちに使用契約を解除することができる。この場合使用契約者はミニバイク置場を管理組合に明け渡さなければならない。

第11条（解約の予告）

使用契約者が、契約期間中に解約しようとする場合は、その1ヶ月前に管理組合に対し所定の解約届で予告するものとし、予告せずに即時解約する場合は1ヶ月分の使用料を支払わなければならない。

第12条（希望者の受付）

管理組合は、空き区画のミニバイク置場について、希望者の申し出を常時受け付けるものとし、契約使用契約の期間終了・失効・解除・解約により空き区画でのた都度、第7条のとおり新たな使用契約者を決定する。

第13条（使用料の支払い方法）

使用料は、毎月28日までに翌月分を管理規約に定める方法により支払うものとする。なお、使用契約の失効・解除・解約が月の途中の場合でも、使用料は返還しないものとする。

第14条（使用料の変更）

管理組合は、施設の改善または一般物価の高騰により必要と認める場合は、契約期間内といえども総会の決議を経たうえで1ヶ月の予告期間をもって使用料を変更することができる。

第15条（サイズ）

ミニバイク置場に駐車できるバイクは、後記の数値（区画サイズ）内で駐車・出入庫できる原動機付自転車、自動二輪車（道路交通法施行規則に基づく車両区分による）とする。

奥 行	約2m (No.11 約2.5m)	幅	約0.7m (No.11 約1m)
-----	----------------------	---	----------------------

第16条（車両等の届出）

使用契約者は、あらかじめ届出た施設の使用者、駐車する車両の所有者、車両番号、車種に変更があった場合は速やかに管理組合に届出るものとする。

第17条（遵守事項）

使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 指定された位置にきちんと置き、他の使用者の迷惑とならないように注意する。
 - 二 指定された駐車位置以外の場所や車路、通路等にバイクを放置しない。
 - 三 バイクを置く場合は、必ず施錠、スタンドを確認し、盗難や転倒の防止を心掛ける。
 - 四 敷地内は徐行運転とし、事故のないよう安全を心掛ける。
 - 五 敷地内およびミニバイク置場内において警笛、空ぶかし、その他、他人の迷惑となる騒音を発生しないよう注意する。特に夜間においては充分注意する。
 - 六 ミニバイク置場内の設備または他のバイク等を損傷、汚損した場合は、直ちに管理組合に連絡しその指示に従う。
- 2 ミニバイク置場には、指定されたバイク以外は置くことができない。
 - 3 管理組合は、指定のバイク以外のバイクがミニバイク置場もしくは敷地内に駐車されている場合または、指定のバイクであっても、定められた駐車位置以外の場所に駐車されている場合は、不法に駐車されているものとして、必要な措置をおこなうことができる。
 - 4 管理組合がミニバイク置場内外の共用設備の維持管理・点検等をおこなうため、必要な範囲内において駐車中のバイクの移動を要請した場合、当該ミニバイク置場の使用者はこれに応じること。なお、緊急を要する場合は管理をおこなう者が駐車中のバイクを移動する場合がある。

第18条（使用契約者の責任）

使用者が故意または過失によりミニバイク置場もしくは設備またはミニバイク置場に駐車中の他のバイクもしくは付属品に損害を与えた場合、使用契約者は自己の責任においてその損

害を直接相手方に対し賠償しなければならない。なお、使用契約者はミニバイク置場の使用にあたり使用者に対して使用契約書、管理規約および本細則に定められた事項を遵守させなければならない。

第19条（免責事項）

管理組合は、天災地変、火災、盜難その他の被害、事故等により、使用者またはその関係人に損害が生じても一切その責めを負わない。

第20条（権利の譲渡の禁止）

使用契約者は、使用契約上の権利の譲渡をしてはならない。

附 則

第1条（ミニバイク置場運営細則の発効）

本細則は、管理規約発効の日より効力を発する。

ミニバイク置場使用契約書

_____（以下「甲」という。）とリーデンススクエア我孫子管理組合（以下「乙」という。）はリーデンススクエア我孫子のミニバイク置場についてバイクを駐車するためつぎのとおり使用契約を締結する。

第 1 条 （駐車位置）

本契約の目的たるミニバイク置場はリーデンススクエア我孫子のミニバイク置場（住所：千葉県我孫子市我孫子 122 番地の 1）のうち No. _____（以下「本ミニバイク置場」という。）の位置とする。

第 2 条 （使用料）

使用料は月額金円也と定め、甲は乙に毎月 28 日までに翌月分を管理規約に定める方法により支払う。

2. 契約の解約・失効・解除が月の途中の場合でもその月の使用料は返還しない。

第 3 条 （契約の期間および更新）

本契約の期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日（会計年度終了時）までとする。ただし、本契約期間の満了 1 ヶ月前までに甲・乙何れからも解約の申し出が無い場合は本契約を更に 1 年更新し、その後においても同様とする。

第 4 条 （車両等の届出）

甲は第 12 条に定める本ミニバイク置場の使用者、常時駐車する車両の所有者、車両番号および車種をあらかじめ乙に届出るものとする。なお、届出事項に変更があった場合は速やかに乙に届出こと。〔駐車車両等（変更）届出書を使用〕

第 5 条 （使用料の変更）

乙は施設の改善または一般物価の高騰により必要と認める場合は契約期間内といえども総会の決議を経たうえで 1 カ月の予告期間をもって使用料を変更することができる。

第 6 条 （解約の予告）

甲が本契約期間中に解除しようとする場合はその 1 カ月前に乙に所定の解約届で予告し、予告しない場合は乙に 1 カ月分の使用料を支払わなければならない。

第 7 条 （契約の失効および解除）

甲が住戸部分を他の区分所有者または第三者に譲渡または貸与する場合は、当該譲渡のまたは貸与の日をもって本契約は当然に失効するものとする。ただし、譲渡または貸与の相手方が同居人等の場合はこの限りではない。

2. 甲が「リーデンススクエア我孫子ミニバイク置場運営細則」第 7 条により借受人等が使用するために本契約を締結する場合は、同細則第 9 条により前項前段について、「甲が住戸部分を他の区分所有者または第三者に譲渡または住戸の貸与の相手方を変更する場合は、当該譲渡または貸与の相手方変更の日をもって本契約は当然に失効するものとする。」と読み替える。

3. 甲が使用料を 2 カ月以上滞納した場合、その他甲が本契約に違反した場合は、乙は何らの通知催告

書を要しないで直ちに本契約を解除することができる。このとき甲は本ミニバイク置場を乙に明け渡さなければならない。

第 8 条 (乙の免責)

乙は、天災地変、火災、盗難その他の被害、事故等により甲または甲の関係人に損害が生じても一切その責を負わない。

第 9 条 (甲の責任)

甲または甲の関係人が故意または過失により本ミニバイク置場または設備もしくはリーデンスクエア我孫子のミニバイク置場に駐車中の他のバイクまたは付属品等に損害を与えた場合、甲は自己の責任においてその損害を直接相手方に対し賠償しなければならない。

第 10 条 (甲の義務)

甲は本ミニバイク置場の利用にあたり管理規約およびリーデンスクエア我孫子ミニバイク置場運営細則で定められた事項ならびに乙または乙の指定する者の指示を遵守しなければならない。

第 11 条 (権利の譲渡の禁止)

甲は本契約上の権利の譲渡をしてはならない。

第 12 条 (ミニバイク置場使用者)

甲は本ミニバイク置場を自ら使用のほか、その同居人等に使用させることができる。なお、使用者はリーデンスクエア我孫子に居住する者に限る。

2. 甲が「リーデンスクエア我孫子ミニバイク置場運営細則」第7条により借受人等が使用するために本契約を締結する場合は、前項の使用者のほか、その所有する住戸の借受人等も使用者とすることができます。
3. 前二項の場合において、甲は本ミニバイク置場利用方法につき、本契約およびリーデンスクエア我孫子ミニバイク置場運営細則の内容について使用者に遵守させなければならない。

本契約締結の証として本書を作成し、甲・乙署名捺印のうえ甲は写しを、乙は原本を保有する。

平成 年 月 日

甲 リーデンスクエア我孫子

号室区分所有者

住所

氏名 _____ 印

乙 リーデンスクエア我孫子管理組合

東京都中央区新川一丁目8番8号

管理代行 藤和コミュニティ株式会社

代表取締役 _____ 印

リーデンススクエア我孫子自転車置場運営細則

第1条（総 則）

リーデンススクエア我孫子の管理組合（以下「管理組合」という。）は、対象物件内の自転車置場の運営に関し、管理規約第19条により本細則を定める。

第2条（施 設）

対象物件内の自転車置場は以下のとおりとする。

屋 内 2段式（No.1～222）：222台

第3条（定 義）

本細則および自転車置場使用届において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 同居人等

ア. 区分所有者の同居人。

イ. 区分所有者がその所有する住戸に居住していない場合に、当該住戸に居住する区分所有者の親族。

ウ. 区分所有者が法人で、その所有する住戸を役職員のための住宅として利用する場合、当該住戸に居住する者。

二 借受人等

ア. 区分所有者から、その所有する住戸を貸借契約（有償・無償共）により、借り受けた者。

イ. ア. の同居人。

ウ. ア. が借り受けた住戸に居住していない場合に、当該住戸に居住するア. の親族。

エ. ア. が法人で、借り受けた住戸を役職員のための住宅として利用する場合、当該住戸に居住する者。

※ 親族：六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族（民法第725条）

第4条（使用届の提出と使用料）

管理組合は、自転車置場について次条に定める特定の区分所有者に自転車置場使用届（以下本細則において「使用届」という。）により使用させることができる。自転車置場を使用する区分所有者は、管理組合に使用料を納入しなければならない。（以下本細則において、当該区分所有者を「使用届出者」という。）

第5条（使用届出者）

前条の特定の区分所有者は、全区分所有者の中から定めるものとし、使用届により使用できる台数は原則として1住戸につき上限を2台までとする。

第6条（使用者）

自転車置場を使用できる者は対象物件居住者に限るものとし、使用届出者は、自ら使用のほか

その同居人等または所有する住戸の借受人等に自転車置場を使用させることができる。(以下本細則において、自転車置場を使用する者を「使用者」という。)

第7条 (空き区画の優先順位)

管理組合は、空き区画の自転車置場について、全区分所有者の中から次の優先順位で使用届出者を選定できるものとする。なお、同順位の区分所有者が複数いる場合は抽選をおこなうものとする。また、この場合も使用者は対象物件居住者とする。

- 一 本人またはその同居人等が使用するため、1台目を希望する区分所有者
- 二 所有する住戸の借受人等が使用するため、1台目を希望する区分所有者
- 三 本人またはその同居人等が使用するため、2台目を希望する区分所有者
- 四 所有する住戸の借受人等が使用するため、2台目を希望する区分所有者
- 五 本人もしくはその同居人等または所有する住戸の借受人等が使用するため、3台目を希望する区分所有者

第8条 (使用届の無効)

使用届出者がその所有する住戸を譲渡したときは、当該使用届出者の使用届は当該譲渡の日をもって無効となるものとする。また、3台以上使用している場合において、その所有する住戸を貸与したとき、または貸与の相手方を変更したときは、当該貸与の相手方が使用できる台数は2台とし、3台目以上の使用届は無効となる。ただし、譲渡または貸与の相手方が同居人等の場合はこの限りではない。

第9条 (希望者の受付)

管理組合は、空き区画の自転車置場について、希望者の申し出を常時受け付けるものとし、空き区画でのた都度、第7条のとおり新たな使用届出者を決定する。

第10条 (使用料の支払い方法)

使用料は、毎月28日までに翌月分を管理規約に定める方法により支払うものとする。なお、月の途中で解約した場合でも、使用料は返還しないものとする。

第11条 (使用料の変更)

管理組合は、施設の改善または一般物価の高騰により必要と認める場合は、契約期間内といえども総会の決議を経たうえで1ヶ月の予告期間をもって使用料を変更することができる。

第12条 (遵守事項)

使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 指定された位置にきちんと置き、他の使用者の迷惑とならないように注意する。
- 二 自転車を置く場合は、必ず施錠、スタンドを確認し、盗難や転倒の防止を心掛ける。
- 三 指定された駐輪位置以外や車路、通路等に自転車を放置しない。
- 四 2段式自転車置場の下段においては、上段の自転車の出し入れの妨げになるようなチャイルドシート、荷かごを取り付けない。

- 五 2段式自転車置場には、指定の位置に、自他それぞれの自転車の出し入れに支障なく駐輪できる形状、サイズの自転車を駐輪するものとする。補助輪付自転車、車輪の幅の太いマウンテンバイク等は置くことが出来ない場合があるため注意すること。
- 六 自転車置場内の設備または他の自転車等を損傷、汚損した場合は、直ちに管理組合に連絡しその指示に従う。
- 2 自転車置場は自転車の保管に限るものとし、原動機付自転車、自動二輪および物品等は置くことが出来ない。
- 3 自転車置場には、指定された自転車以外は置くことができない。なお、指定された自転車には必ず交付されたシールを貼付すること。
- 4 管理組合は、指定の自転車以外の自転車が自転車置場もしくは敷地内に駐輪されている場合または、指定の自転車であっても、定められた駐輪位置以外の場所に駐輪されている場合は、不法に駐輪されているものとして、必要な措置を行うことができる。

第13条（使用届出者の責任）

使用者が故意または過失により自転車置場もしくは設備または自転車置場内の他の自転車もしくは付属品に損害を与えた場合、使用届出者は自己の責任においてその損害を直接相手方に対し賠償しなければならない。なお、使用届出者は自転車置場の使用にあたり使用者に対して管理規約および本細則に定められた事項を遵守させなければならない。

第14条（免責事項）

管理組合は、天災地変、火災、盗難その他の被害、事故等により、使用者またはその関係人に損害が生じても一切その責めを負わない。

第15条（権利の譲渡の禁止）

使用届出者は、使用契約上の権利の譲渡をしてはならない。

附 則

第1条（自転車置場運営細則の発効）

本細則は、管理規約発効の日より効力を発する。

工事施工願

(物件名) 2446
リーデンススクエア我孫子

管理組合 御中

届出日	年月日
住戸番号	号室
届出者 (所有者)	印
電話	— —

私は下記の通り、専有部分の修繕について管理規約の規定に基づきお届けします。なお、工事の施工に当たっては、管理規約および使用細則に定める事項を誠実に遵守することを誓約します。

施工内容	
業者名	
期間	自 年 月 日 至 年 月 日
作業時間	午前9時から午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日、祝祭日はのぞく)
添付書類	設計図・仕様書・工程表
工事期間中の連絡先	住所: 電話:

適用欄	
-----	--

号室様

上記専有部分の修繕に関する工事を承認する。

年 月 日

リーデンススクエア我孫子管理組合

理事長

別記様式

第三者貸与届 兼 誓約書

(物件名) 2446	リーデンススクエア我孫子
------------	--------------

管理組合 御中

届出日	年 月 日
住戸番号	号室
所有者名	印

私は下記の通り、専有部分を第三者に貸与するにあたり、管理規約および使用細則の規定に基づきお届けします。なお、第三者に貸与するについては、管理規約および使用細則に定める事項を遵守(貸与契約に明記の上)させます。また、万一借受人に管理組合に対する債務が生じたときは、私が連帯してこれを負担します。

貸与先	氏名	フリガナ	印	電話	自宅	—	—
住 所	〒						
	区分所有者との関係		1.親族 2.賃借人 3.従業員 4.その他()				
	貸与期間	年 月 日	～	年 月 日	入居予定日	年 月 日	

所有者の 連絡先	住 所	〒				
	電 話	自宅	—	—	勤務先	—

※仲介業者に依頼している場合、次の欄をお書き下さい。

仲介業者	名 称			担当者		
	住 所	〒		電 話	—	—

誓 約 書						
上記のとおり貸与を受けるに当り、管理規約及び使用細則に定める事項を誠実に遵守することを誓約致します。						
年 月 日	(入居者) 氏 名			印		

備 考	受付日	年 月 日				
	受付印					

組合員資格取得・喪失届

(物件名) 2446 リーデンススクエア我孫子

管理組合 御中

届出日	年 月 日
届出者	印

私は下記の通り、組合員資格の取得および喪失について、管理規約および使用細則の規定に基づきお届けします。なお、組合員資格の取得者は、管理規約および使用細則に定める事項を誠実に遵守すると共に、区分所有法第8条に基づく喪失者の債務を継承致します。

対象住戸番号	号室
--------	----

喪失者
・取得者とも必ず押印して下さい

喪失者	氏名	印	電話	—	—	—	
	新住所	〒					
取得者	氏名	フリガナ	印	電話	自宅	—	—
					勤務先	—	—
住所	〒						
共有者 氏名	フリガナ	印	電話	自宅	—	—	
				勤務先	—	—	
住所	〒						
居住者	1.本入 2.共有者 3.その他()		入居予定日	年 月 日			

※取得者の管理費負担開始は、喪失者と取得者の両者合意の上必ずご記入下さい。

取得者の管理費等負担開始	年 月分より	所有権移転年月日	年 月 日
所有権移転理由	1.売買 2.相続 3.贈与 4.その他 ()		

※仲介業者に依頼している場合、次の欄をお書き下さい。

仲介業者	名称	担当者	
	住所 〒	電話	—

備考	口振依頼書	受付日	年 月 日
	受付印		

別記様式

議決権行使書

(物件名)

リーデンススクエア我孫子管理組合

理事長 殿

部屋番号 _____ 号室

氏名 _____ 印

私は_____年_____月____日開催の_____における
議題に対し、下記のとおり本書をもって議決権行使いたします。

記

第1号議案_____に関する件 賛成・反対

第2号議案_____に関する件 賛成・反対

第3号議案_____に関する件 賛成・反対

第4号議案_____に関する件 賛成・反対

第5号議案_____に関する件 賛成・反対

以上

委任状

(物件名)

リーデンススクエア我孫子管理組合

理事長 殿

部屋番号 号室

氏名 印

私は、

住所

氏名

を代理人として定め下記事項を委任いたします。

記

____年____月____日開催の_____における

議決権の行使。

以上

届出事項変更届

(物件名) 2446
リーデンスクエア我孫子

管理組合 御中

届出日	年 月 日
住戸番号	号室
所有者名	印

下記の通り届出事項を変更しますのでお届けします。

備考

受付日 年 月 日

受付印				
-----	--	--	--	--

入居届

(物件名) 2446 リーデンススクエア我孫子

管理組合 御中

届出日	年 月 日
届出者	印

下記の通り、入居致しましたのでお届けします。

住戸番号	号室
------	----

入居者 氏名	フリガナ	電話	自宅
			勤務先
同居者 氏名	1.	3.	
	2.	4.	
入居日	年 月 日		
所有者と の関係	1. 本人 2. 共有者 3. 親族 4. 貸借人 5. 従業員 6. その他 ()		

※入居者が所有者以外の場合のみ、次の欄をお書き下さい。

所有者の 連絡先 氏名	フリガナ	電話	自宅
			勤務先
住所	フリガナ		
	〒		

※なお、入居者が所有者以外の場合は「第三者貸与届兼誓約書」入居者が新たに所有権を取得した方の場合は『組合員資格取得・喪失届』の提出が別途必要です。

備考欄				
-----	--	--	--	--

受付日	年 月 日
-----	-------

受付印				
-----	--	--	--	--

別記様式

退居届

(物件名) 2446
リーデンススクエア我孫子

管理組合 御中

届出日	年 月 日
住戸番号	号室
届出者	印

郵便番号

下記の通り、退居致しましたのでお届けします。

退居者	氏名	フリガナ		電話	自宅	—	—
転居先	住所	フリガナ			勤務先	—	—
	退居日	年 月 日					

※退居される方が所有者以外の場合のみ、次の欄をお書き下さい。

所有者の連絡先	氏名	フリガナ		電話	自宅		
住 所		フリガナ			勤務先		

※退居される方が所有者の場合のみ、次の欄をお書き下さい。

退居後の住戸の使用状況	1. 共有者が居住 2. 第三者へ貸与(親族・賃借人・従業員・その他) 3. 未定 4. 未使用 5. 謾渡等により所有権を損失 6. その他()
-------------	---

※なお、第三者へ貸与する場合は『第三者貸与届兼誓約書』、謹渡等による所有権の移動を伴う場合は、『組合員資格取得・喪失届』の提出が別途必要です。

備考欄

受付日 年 月 日

受付印				
-----	--	--	--	--

平成 年 月 日

ペット飼育届兼誓約書

リーデンススクエア我孫子管理組合 御中

私は、リーデンススクエア我孫子使用細則の規定に基づき、下記ペットの飼育を届け出ます。なお、私は
リーデンススクエア我孫子管理規約・使用細則を遵守し、他に危害、迷惑をかけないことを誓約します。万
一、違反した場合は飼育を禁止されても異議は申し立てません。

部屋番号 _____ 号室 _____

氏 名 _____ 印 _____

TEL _____

○動物の種類 _____

○特 徴 _____

○鑑札番号 _____

ペットの写真を貼ること

別記様式

平成 年 月 日

ペット飼育終了届

リーデンススクエア我孫子管理組合 御中

私は、リーデンススクエア我孫子使用細則の規定に基づき、次の通り動物の飼育の終了を届け出ます。

部屋番号 _____ 号室

氏 名 _____ 印

○動物の種類 _____

○飼育終了の年月日 _____ 年 月 日

別記様式

最終修正

平成 年 月 日

リーデンススクエア我孫子理事会 殿

リーデンススクエア我孫子共用施設使用届

「使用場所」

クリスタプラザ 来客用駐車場

どちらかに○をつける

○使用日時 平成 年 月 日

時 分～ 時 分

○使用目的 _____

○使用人員 _____ 名

使用細則・運営細則を守り使用致します。

使 用 責 任 者

部屋番号 _____ 号室

氏 名 _____ 印

T E L _____

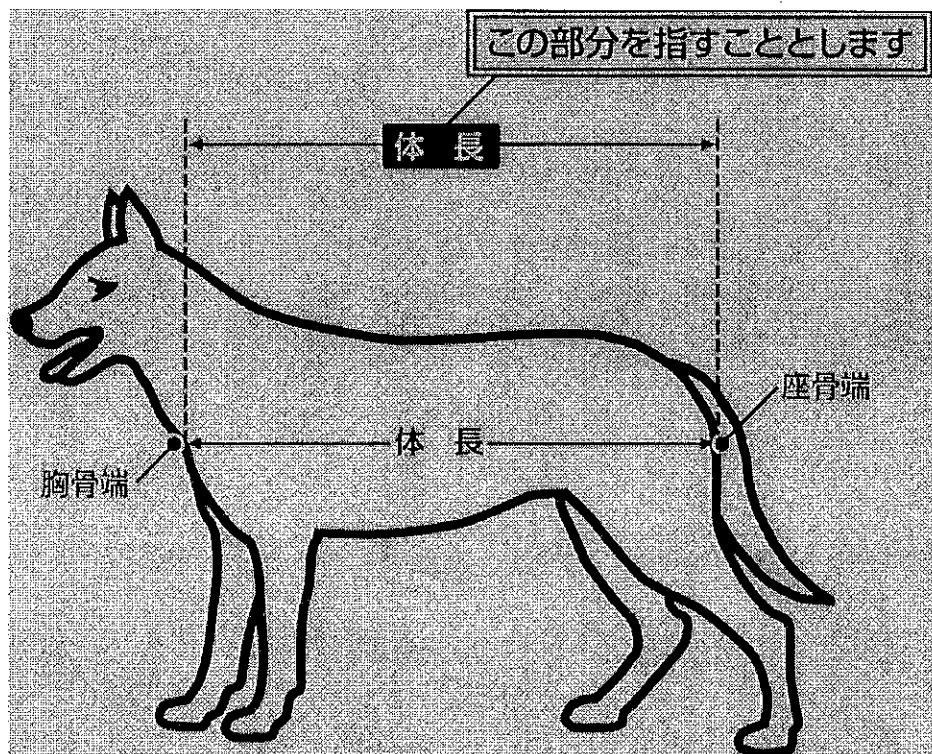
参考資料

管理規約

第18条（ペットの飼育）

第1項 一のイの、飼育できる動物の基準について

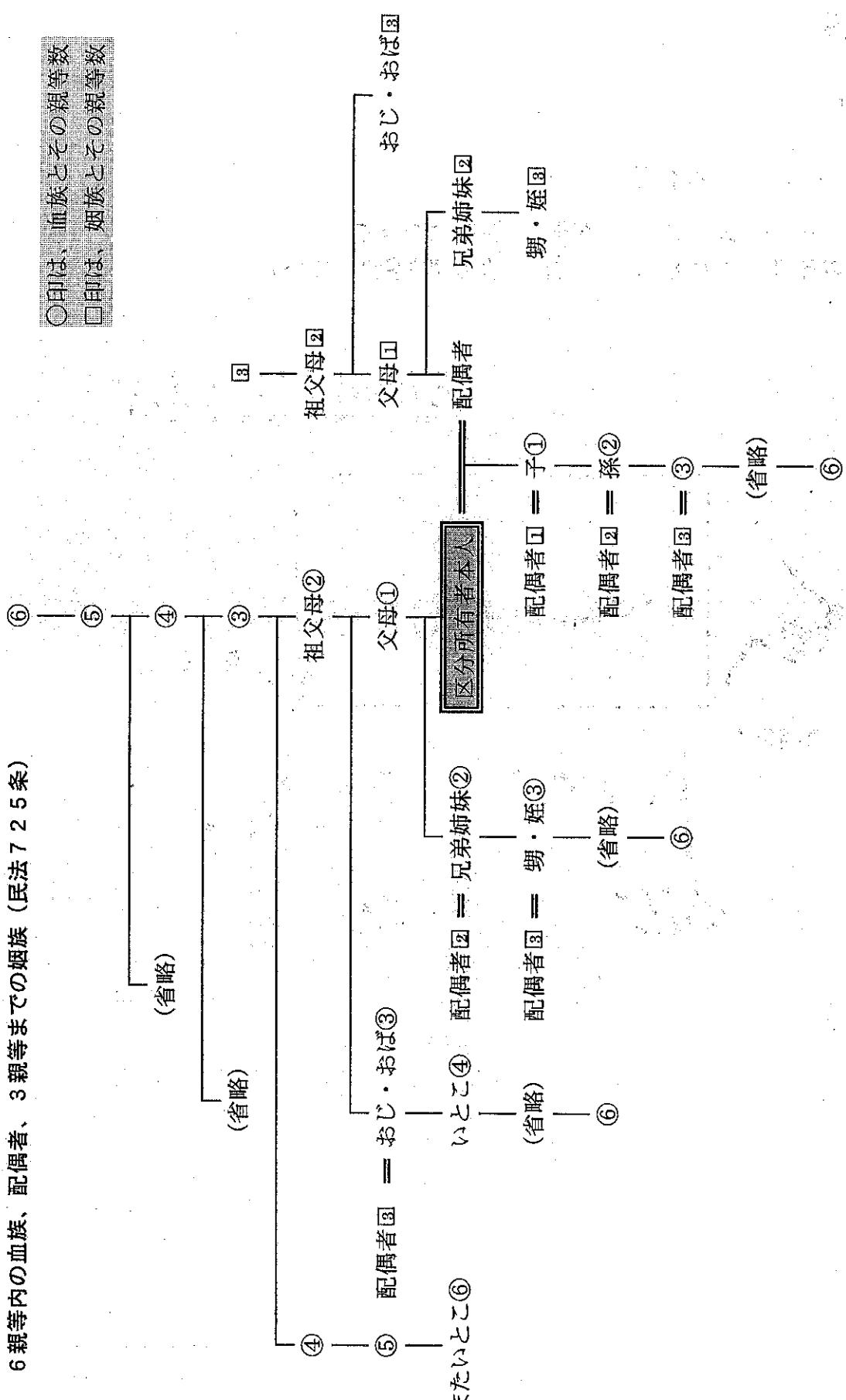
体長〔座骨端～胸骨端〕については、次の図を参照して下さい。



参考資料：親族の範囲（一部省略）

6 親等内の血族、配偶者、3 親等までの姻族（民法 725 条）

○印は、血族とその親等



※区分所有者本人の配偶者以外との子孫、配偶者の区分所有者本人以外との子孫については記載を省略しています。

第1期 管理費・修繕積立金(月額)

(単位:円)

タイプ	管理費	修繕積立金	合計
A	13,220	5,030	18,250
B·Br	13,150	5,000	18,150
C1·C1r	13,150	5,010	18,160
C2·C2r	13,150	5,010	18,160
D1·D2·D2r	13,150	5,000	18,150
E	13,050	4,970	18,020
F	13,910	5,290	19,200
F	14,000	5,330	19,330
G·Gt	13,720	5,220	18,940
H·Ht	13,800	5,250	19,050
I·It	13,800	5,250	19,050
J·Jt	15,410	5,860	21,270
Kr	15,130	5,760	20,890
L	13,260	5,050	18,310
M·Mr	12,620	4,800	17,420
N·Nr	12,620	4,800	17,420
O	12,710	4,840	17,550
Pt	14,600	5,560	20,160
Qr	14,600	5,560	20,160

積立基金 (第1回管理費引落時一括払)

管理基金 (引渡時一括払)

(単位:円)

タイプ	積立基金	管理基金
A	388,420	22,440
B·Br	386,170	22,320
C1·C1r	386,410	22,320
C2·C2r	386,410	22,320
D1·D2·D2r	386,170	22,320
E	383,400	22,200
F	408,640	23,640
F	411,220	23,760
G·Gt	402,940	23,280
H·Ht	405,380	23,400
I·It	405,380	23,400
J·Jt	452,650	26,160
Kr	444,360	25,680
L	389,430	22,440
M·Mr	370,800	21,360
N·Nr	370,800	21,360
O	373,290	21,600
Pt	428,990	24,720
Qr	428,990	24,720

専用使用料（月額）

(単位：円)

専用使用箇所		使用料
ルーフバルコニー	601号室 42.06m ²	1,260
	613号室 31.30m ²	930
	801号室 43.66m ²	1,300
	811号室 31.30m ²	930
	901号室 43.66m ²	1,300
	1001号室 33.81m ²	1,010
	1008号室 32.56m ²	970
	1101号室 43.66m ²	1,300

使用料（月額）

(単位：円)

使用箇所		使用料
駐車施設	NO.1～38 3F H=2,100 (NO.1 除く)	3,000
	NO.1～38 2F H=1,550	2,500
	NO.1～38 1F H=2,100 (NO.6 除く)	4,000
	NO.1～38 B1F H=1,550 (NO.2 除く)	2,500
	NO.1～38 B2F H=2,100 (NO.3 除く)	2,500
	NO.1 3F 端 H=2,100	2,000
	NO.6 1F 端 H=2,100	3,000
	NO.2 B1F 端 H=1,550	1,500
	NO.3 B2F 端 H=2,100	1,500
	NO.39 1F H=2,100	4,000
	NO.40 B1F H=2,100	3,500
	NO.41 1F 端 H=2,100	3,000
	NO.42 B1F 端 H=2,100	2,500
	NO.43～96 2F H=2,100	3,500
	NO.43～96 1F H=2,100 (NO.46 除く)	4,000
	NO.43～96 B1F H=1,550 (NO.43 除く)	2,500
	NO.43～96 B2F H=2,100 (NO.44 除く)	2,500
	NO.46 1F 端 H=2,100	2,500
	NO.43 B1F 端 H=1,550	1,000
	NO.44 B2F 端 H=2,100	1,000
	NO.97～110 3F H=2,100 (NO.109 除く)	3,000
	NO.97～110 2F H=1,550	2,500
	NO.97～110 1F H=2,100 (NO.107 除く)	4,000
	NO.97～110 B1F H=2,100 (NO.110 除く)	3,500
	NO.109 3F 端 H=2,100	2,000
	NO.107 1F 端 H=2,100	3,000
	NO.110 B1F 端 H=2,100	2,500
	NO.111 平置	5,000
ミニバイク置場	平置(NO.11)	1,000
	平置	500
自転車置場	2段式上段	100
	2段式下段	200

第2期～第10期修繕積立金(月額)

(单位: 田)